

令和 年 月 日

保護者様

新潟県立村上中等教育学校長

出席停止について(通知)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により学校における感染症として指定されており、他の生徒にうつるおそれのある期間は出席停止となり、登校できません。

つきましては、専門医の診断及び治療を受けるとともに、治癒後登校する時は、下記の「登校許可証明書」を学校(担任)へ提出してください。

1 出席停止とその期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条による)

疾患名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
溶連菌感染症	主治医の指示による。
マイコプラズマ感染症	
感染性胃腸炎	
その他の感染症	

2 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医の指示によります。

3 出席停止期間中は、欠席扱いになりません。

専門医様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者または生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をしていただき、下記の証明書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

登校許可証明書

学年・組及び氏名	年 組 氏名
----------	--------

病名 _____ 診断日 令和 年 月 日

上記生徒の疾病は軽快し、感染のおそれがないので登校してもさしつかえありません。

出席(登校)してもよいと認められる日	令和 年 月 日から
--------------------	------------

病(医)院名又は

医師氏名 _____

印